

辺境の地の公害から国際協力へ

——慢性砒素中毒公害と土呂久での動き——

藤 川 賢

1 はじめに

亜砒酸は、人間の致死量が0.1～0.3mgという猛毒である。ルネサンス時代の暗殺にも使われ、両世界大戦では毒ガスの原料として重視された。農薬としても、とくにアメリカの綿花栽培は砒素の生産量によって決まるといわれていたほどだった。半導体材料など工業的な用途もあるが、歴史的に砒素は、医薬用も含めてその毒性を中心に使われてきたといつてよい。

このように砒素が毒物として生産・使用されてきたことは、公害問題としての砒素中毒を見るにあたって非常に大きな意味を持つ。というのは、砒素の近代的生産が始まった時期にはすでにその毒性が知られ、当然のことながら、その生産現場も危険だと認識されていたからである。水俣病の有機水銀やイタイイタイ病のカドミウムは、被害が明らかになってから原因物質であることが究明されたが、砒素中毒問題においてはその必要はほとんどなかった。問題の公的な認識から公害病認定までの時間は短く、関連する医学的論争の跡も少ない。だが、にもかかわらず、慢性砒素中毒は長く放置され、イ病、水俣病、大気汚染公害に続く「第四の公害病」だったのである。

近代初期にはドイツが世界最大の砒素生産国だったが、ドイツが第一次世界大戦に敗れると日本が重要な輸出国になった⁽¹⁾。本稿で取り上げる宮崎県土

呂久、島根県笹ヶ谷という砒素公害指定地域も、1920年頃から砒素生産が本格化し、1950年代まで続いた。ちなみに、現在日本では農薬への使用は禁止されているが工業用など年間100t程度が使用され、世界全体では6万t程度が生産されている。近年の主な生産国は中国、ついでチリとなっている。土呂久や笹ヶ谷の被害が激しかったのも1920年代から1950年代にかけてである。とくに生産現場で働く人たちの衰弱は見た目にも明らかで、それと砒素との関係も当然だと思われていた。だが、砒素の使用が控えられるようになってからも、そうした被害に目が向けられることはなく、水俣病などの公害病が社会問題化しなければ、それらは歴史に埋もれたままだった可能性は強い。

第二に、現在でも、必ずしも砒素中毒の全体像が認定の対象になっているとは言えず、疑問が残されている。本稿では医学的な側面に言及することはできないが、毒物の有毒性が公害ではどのように扱われるのかは、一考の余地があるだろう。

関連する三つ目の特徴として、労働災害と公害との重複があげられる。労災と公害との密接な関係はつとに指摘されるところであるが（飯島1984 [1993]: 22）、砒素中毒の場合にはより顕著である⁽²⁾。もっとも大きな被害を受けた人たちは、生産の現場にたずさわると同時にその周辺に住みつづけ、しばしば家族も被害者となっている。後の救済過程においても、事例によって労災と公害病との関係が入り組んでいる。

顕著な危険性、その危険性の認識において医学と政治の結びつきが生じ得る点、そして、これらとかわる労災と公害の関係は、それが辺境の地に押しつけられていく過程と合わせて、原発問題との親近性を想起させる。危険な作業が若干の高賃金につながることで、地域での経済効果が強調されること、そのために地域内での反対が押さえつけられ、外からの無関心が続くために、問題が継続することなど、砒素中毒と原発との間には共通性が大きい⁽³⁾。

この共通性は、偶然のものではない。社会から見えにくいところに危険が集

申し、その際、後から客観的に見れば十分とは言えない金銭的見返りが経済的な格差を背景に授受されることでさらに問題を気が付きにくくする状況は他にもあると思われる⁽⁴⁾。

被害は弱者に押しつけられやすく、その被害者は声をあげることが難しい。そして、立場の弱い人はリスクに関する情報に触れる機会も少なく、それがリスクを呼ぶ一因になる。この悪循環を断ち切るためにも、環境問題の解決過程においては、その経験や教訓をどのように広く伝えるかが課題になる。

こうした関心から筆者は数年来この事例について少しずつ学んできた。残念ながら、まだ宮崎県土呂久、鳥根県笹ヶ谷いずれの事例についても全貌を把握し、十分な考察をまとめるには至っていない。本稿は、中間的な整理として砒素中毒問題の経緯とその特徴についてまとめるものである。

以下、2では公健法（公害健康被害補償法）で指定された土呂久と笹ヶ谷という2つの地域における砒素中毒問題について、歴史的な経緯を簡単に紹介する。続く3では、砒素問題が明らかにされて以降の動きに触れる。解決過程でも追加的な加害・被害が生じ得ることはつとに指摘されるとおりだが（船橋他編1999：105）、土呂久も例外ではない。それについて、宮崎県による初期の取り組みにおける問題点とそれが是正された経緯を追う。そこでは、笹ヶ谷の事例や公健法に関する全国的な課題とのかかわりにも言及する。

4では、公害問題の地域性と普遍性について考察する。四大公害訴訟などへの社会的な注目があってはじめて砒素中毒が顕在化したことは歴史的にも明らかである⁽⁵⁾。そして、土呂久の事例における重要な特徴として、被害者運動への支援団体を母体とする「アジア砒素ネットワーク（AAN）」の存在がある⁽⁶⁾。AANは、土呂久での経験を活かして、バングラデシュなどのアジア各地で砒素汚染から地域をまもるための活動を展開している。その経緯と意義に触れていきたい。

2 砒素中毒問題と社会的背景

(1) 土呂久における亜砒焼きの歴史

宮崎県土呂久は、延岡から五ヶ瀬川をさかのぼり、支流の岩戸川、さらにその支流となる土呂久川の源に位置する。大分県との県境をなす標高1633mの古祖母岳の登山口でもある。現在は高千穂町の一部で、合併前は岩戸村に属していた。高千穂も岩戸神社も神話の里として多くの観光客を集めているが、岩戸から数 km 登った土呂久は、観光とは縁のうすい山里である。傾斜地が多いため、川沿いに小さな水田が広がるほかは、畜産、椎茸栽培、養蜂、果樹、炭焼きなどが主な産業だった。

江戸時代には銀山でもあったという土呂久で本格的な砒素の生産を始めたのは、宮城正一という人物である。大分県佐伯市に亜砒酸の工場を建て「九州亜砒酸の元祖」と言われた宮城は、第一次大戦期の輸出増大で大きく儲けたが、同時に深刻な煙害問題を起こしていた。そこで土呂久に本拠を移したのである。川原一之（1980）の『口伝亜砒焼き谷』は、それについて次のように書く。

「元祖なら、山にはさまれた土呂久で亜砒を焼けば、どげな被害が起こるもんか十分にわかっておったはずじゃ。佐伯で経験ずみじゃきよ。被害にかまわず、宮城は亜砒を焼き始めた。『日向人をだまくらかすのはわきゃねえ』。そう考えたとしか思えん。鉾山師はじき、別の鉾山へ移ることがでくる。じゃが土呂久の者な、煙毒にやられても土地を捨てて逃ぐるわけにゃいかん。」（同書 12）

この記述の通り、土呂久では1920年に砒素の生産が始まると同時に、農畜産業などへの厳しい被害に見舞われる。だが、宮崎県は砒素生産を推進する立場をとった。1925年には、岩戸村長が死んだ牛の臓器をもって宮崎県庁に行き、県警察部衛生課に検査を依頼したというが、砒素生産の方が大事とにぎりつぶ

されたという。

もちろん、被害は人間にも及んだ。とくに、窯に近いところの被害はひどく、その代表例とされる佐藤喜右衛門さんの一家は、5人の子どもと夫婦の7人家族だったが、昭和5年から7年にかけて5人が次々病死し、後に廃屋になってしまう。

「一家は次々と病いに倒れた。村人たちの話によると、顔色は溺死者のように青ざめ、いぼ蛙みたいにおつぶつがで、声もかすれて出なくなり、二間しかない部屋に家族が寝たきりで、悲惨を極めたという。」(田中1973:46)

岩戸小学校の齋藤正健教諭が1971年に発表し、土呂久公害が世に知られるきっかけとなった調査結果によると、土呂久の操業開始以来、事故死、戦死を除いた死者は101人、そのうち年齢の分かる92人の平均寿命は39歳という若さだったという。半数が30歳未満、20%が10歳までの幼児である。また、1971年現在の土呂久の住民のうち約34%にあたる74人が目、胃腸、呼吸器、神経痛、腎臓、心臓、肝臓などの疾患を訴え、そのうち17人が入院ないし通院している(田中1981:15)。戦前には危険な仕事に従事する人がいないために朝鮮人労働者が連れてこられたという話も残るほど被害は明らかであり、地域から反対の声が続いていても、亜砒焼きは続けられたのである。

土呂久鉦山の鉦業権は、その後、いくつか小規模業者の手を経た後1933年に中島飛行機の子会社の手に移り、銅、錫、砒素などが採取された。戦争中には一時衰退して、亜砒酸の生産が1954年に再開する⁽⁷⁾。そして、1962年に閉山となった後、1966年に中島鉦山の親会社だった住友金属に鉦業権がうつる。土呂久の被害が世に知られるようになるのは、さらに後の1971年である。

(2) 地域社会における公害と労働災害の関係

土呂久における被害の歴史において特徴的なのは、もっとも激しい被害を受けたのは鉦山ではたらく人たちであり、そして、その人たちは鉦山を続けさせ

ようとしたということである。土呂久には和合会と呼ばれる自治組織があり、鉾山反対の中心でもあった。だが、和合会はその賛否をめぐる対立し、反対を押しとおすことはできなかった。それについて上述の川原一之氏は、次のように語る。

「和合会が喧嘩会になったという、その対立の根っこにあったのは、被害を受けるばかりの豊かな層と鉾山労働で収入を得ることができるようになった貧しい層と（の分裂です）。どちらかという、鉾山を擁護するというか、鉾山の立場に立っていた人ほど、労働するわけですから被害を受けるわけですね。とくに亜砒焼きをやる人、亜砒焼きというのはもっとも賃金が高い、それをやる人ほど被害が激しいわけですね。その典型的な人というのは鶴野秀男さんという人なんか、まさにそうですね。自分の父親が作った借金の返済のために鉾山で高い賃金を得ようになる。それで、身体をやられて帰ろうとしたら鉾山から引き留められて続ける。それで最後は坂道を登るのもやっとなような体になって、辞めて戻るわけですね。義理の父親の借金は返せても自分の体はぼろぼろになってしまう。（中略）鉾山の周辺で財産というか農地をもっている人たちが、健康被害というのではなくても、大きな被害を受ける。この人たちは反対しやすいから反対運動を起こす。だけど、健康被害という意味で一番被害が激しいのは労働に携わっている人たちで、この人たちは声を挙げない。その在り方というか、構造、この複雑な関係のありようが土呂久の狭い谷に集約されている。」⁽⁸⁾

上で紹介した喜右衛門屋敷の佐藤喜右衛門さんも、鉾山にたずさわっており、その収入で土呂久の土地を買い集めていた。だが、死後、その土地は安値で中島財閥に売り払われることになる（川原1980：134）。

鉾害で農業ができなくなると土地を鉾山に売り、働き場所を鉾山に求めるようになる、というくり返しによって、鉾害の激化とともに反対の声が小さくなるという歴史は、イタイイタイ病の加害源となる神岡鉾山などでも見られたこ

とである（飯島他2007）。また、農漁業被害が早くから鉱山などへの反対運動を引き起こしたのに比べて健康被害については訴えの聲があがりにくいという状況は足尾銅毒事件などと共通する（飯島1984 [1993]）。ただ、それらと比べても土呂久の健康被害は顕著であり、また、にもかかわらず「多くの住民が怨みの声を伝える術もしらないまま毒煙の中で果てていった」ことは痛烈な印象を与える（田中1981：56）。それは、1970年代に土呂久を知った人たちにも共通していたのだろう。後に被害者と支援者がこの問題を訴えるために作成した本は『怨民の復権』と名付けられた。

（3） 島根県笹ヶ谷の砒素汚染問題

笹ヶ谷鉱山とは、島根県津和野町の北西部から一部は日原町にかかる広い鉱区の総称である。鎌倉時代の開坑と言われ、江戸時代にはいって銅山師の「堀家」が請山として幕府の許可を得て主に銅を採取していた。そこで副次的に採れる砒素が「石見銀山ねずみとり」として世に知られるものである。明治期以降は小規模ながら近代的な銅山として発展したが、足尾や小坂のような大銅山に比べると生産量は少なく経営は景気に左右されやすかった。そのため、1921年に「第一次大戦終了による銅価暴落の起死回生策として」亜砒酸の製造が始まったのである（齊藤1991：31）。その後、第二次大戦にかけて経営の悪化が進み、1952年に廃坑が決まっている。

鉱山と地域の関係において、笹ヶ谷と土呂久には大きな違いがある。第一に、堀家は数百年にわたって笹ヶ谷鉱山を経営した地域の名家であり⁽⁹⁾、製錬のための木炭を得る必要もあって3000丁歩の山林をもつ大地主でもあった。さらに地域の炭を買い集める買い手であり（宮本2011：159）、地域最大の雇用者でもあった。その本拠である畑迫村には他に先駆けて病院などの近代設備がつけられ、地域の人たちも無料で診療が受けられたという（朝日新聞松江支局1974：177）。現代では笹ヶ谷鉱山の繁栄の跡はほとんど残されていないが、堀

家の庭園などから当時の面影を感じることはできる。第二に、上記のように笹ヶ谷の鉱区は広く、複数の集落にまたがっている。亜砒焼きの窯は精錬所の立つ丘の中腹にあり、土呂久に比べて汚染農地が広い反面、狭い地域に激甚な被害をもたらすことはなかった⁽¹⁰⁾。こうした事情から第三に、砒素生産当時の反対運動の記録が少ない⁽¹¹⁾。毒性にたいする認識が少なかったと同時に、堀家を中心とする地域の繁栄が大きく、また、土呂久で見られたような階層差が小さかったことなどが理由だろう。

他方、共通点も多い。笹ヶ谷でも、付近に住んでいて亜砒焼きに従事していた人たちがもっとも大きな被害を受けている。そこでは、砒素の毒について知られている部分と曖昧な部分が両方あったようだ。地域に住む方の話によると、昭和のはじめ、雑草を防ぐために路肩などに砒素の鉱石がらをまいたり、亜砒焼きの現場に近づくと「あぶないから子どもは近づいちゃいけない」と怒られたりしたことがあるという⁽¹²⁾。ただし、土呂久と同様に笹ヶ谷でも健康被害は農業被害より後から問題視され、被害補償請求の対象になったのである。

「健康被害の方が、一部の人には早くから気がついていましたが、大部分の人には、むしろ、隠す傾向があり、公害が全国的に喧伝されるに至って、始めて、笹ヶ谷の砒素中毒症も、堂々と被害要求をするようになったのである。それまでは、むしろ、他人に知られたくないプライバシー問題と、みなされていた観があった」(斉藤1991:420)

これらの問題が顕在化するのには、廃坑から20年ほどたった1970年代である。

3 砒素中毒の被害者救済とそこでの課題

(1) 土呂久における問題認識と解決過程

土呂久と笹ヶ谷、発見の過程は異なるが、どちらも四大公害訴訟に代表される公害問題の盛り上がりの中で初めて広く社会に認知されるようになった。と

くに土呂久は、健康被害の人数も程度も顕著だったため、新聞報道も急に広まった。だが、この経緯が同時に示唆するのは、水俣病などの公害問題が大きくならなければ被害者自身も砒素中毒を公害として認識することはなかったということである。

1969年6月、土呂久に住む当時48歳の佐藤鶴江さんは、「寝床で横になるとゴホゴホ襲いくる咳、激しい頭痛、プロパンガスがもれても臭わぬ鼻、かさかさに乾くのでいつもワセリンを塗る皮膚、そして胸にくっきりと染み付いた褐色の斑点」、さらに失明の危機も迫る状態の中で、生活保護に頼りながらひっそりと暮らしていた。テレビに映る公害患者を自分と重ね、「視力の薄れていく自分が一人で生きていくためには、水俣病やイタイタイ病患者のように公害に認められて補償を受けることだ」と考えるようになる。これが戦後、土呂久の問題が外に訴えられる最初であった（土呂久を記録する会編1993<以下「記録」と略記>：20-21）。だが、鶴江さんの訴えはなかなか聞き入れられないまま、たらいまわしのような状態が続く。

この状況を変えたのは、地元にある岩戸小学校の斉藤正健教諭が土呂久の問題を調査し、1971年に教研集会で報告したことである。この報告は反響を呼び、宮崎県そして全国の教研集会へと展開すると同時に、新聞でも、最初は地域のニュースとして、やがて九州全般そして全国紙へと伝えられた。このようにして土呂久砒素公害は全国的に知られるようになったのである。

だが、問題が知られたからと言って、すぐに解決に向かったわけではない。地元の人たちの間でも調査に協力するのは一握りで、多くの住民は公害で有名になるのはむしろ迷惑と不満をもらしたというし、何よりも観光立県を目指していた宮崎県は、公害の存在を否定しようとしたのである。1972年1月28日、宮崎県は土呂久に砒素との関係が疑われる人は8名いるものの、その人たちにも砒素にかかわる臨床所見はなく、土呂久には砒素による健康被害はなかったし、今後もその危険はない、という中間報告を発表し、環境庁の調査官もそれ

に同調した⁽¹³⁾。翌月に土呂久を訪問した黒木博宮崎県知事は、医師会の検診で亜硫酸中毒の疑いありとされた患者8人にたいして「どこに責任があるとかないとか、そういう問題は別にして、一日も早く皆さんの不安を取り除きたい」と述べ、被害救済についてよりも、道路や養魚場などの村づくりについて話したという（記録：35-38）。

1972年に宮崎県が公表した「土呂久地区の鉍害にかかわる社会医学的調査成績」は、中間報告後に専門委員会に加わって委員長を務めた倉恒匡徳九大医学部教授の苦心により、健康被害の存在を認め、患者救済に前向きな姿勢を示すものへと少し変わった。とは言え、呼吸器、肝臓、血液、神経系などの多様な健康被害を示唆しつつも、砒素によると認められた被害は皮膚の異常にとどまり、「健康被害の重大さを訴える動きと、それを全面否定する動きを中和した結論になって」いる（記録：42）。このことは、その後の被害救済の過程に大きな影響を与えていく。

もう一つ、土呂久における問題解決過程を混乱させたのは、補償の知事斡旋である。土呂久の健康被害を認めた宮崎県は、1972年から黒木博知事が先頭に立って被害者と住友金属との間の斡旋に乗り出した。だが、知事が自ら患者宅を訪れ、畳に手をついて「斡旋を私に任せてください」と頭を下げたというその斡旋は、内容も、また、調印までの過程も、被害者にさらなる苦痛を与えるものになったのである。ここでは詳しく触れないが、350～200万円という和解金額の低さ、将来にわたる請求権放棄の条項などは、水俣病の「見舞金契約」とよく似ている。県庁職員も、その手口が問題を含むものであることはよく知っていたようで、当日の契約は、新聞記者をまいて、だますようにして患者を個別に旅館の一室に閉じ込め、押印を迫ったという⁽¹⁴⁾。

もう一つの問題は、この斡旋で補償を受けたものについては公健法の補償対象にならないとされたことである。公健法では障害等級に応じて障害補償費と医療費や療養手当が給付されるが、宮崎県は、知事斡旋の受諾者は「斡旋によっ

てすべて補償済み」と、その適用から除外してしまった。遺族補償についても同様である。公健法の生活補償給付は、被害の程度や年齢性別によって金額が異なるが、土呂久の典型的な認定患者でいうと、昭和54年9月末現在の障害補償費対象者は、特級1名、1級2名、2級3名、3級27名の計33名であり、53年度の障害補償費は11,884千円である。補償額は級数によって大きく違うので、重症者の場合、知事斡旋の補償に近い金額が毎年支給されることになる⁽¹⁵⁾。

さらに宮崎県は、1,000万円の地域振興資金を住友金属鉱山から出させ、それをもとに土呂久に町議2名と公民館長が全員加入を建前とする「明進会」をつくった。明進会の会員は被害者の会に出席したくてもできない状況になり(土呂久・松尾等公害の被害者を守る会1975:201-202)、土呂久では被害者運動に参加する人とそうでない人の間で溝が深まっていくのである。

宮崎県の公害行政は、1979年に収賄の疑いで黒木知事が逮捕され、松形祐堯知事にかわったことで大きく改善され、その後は公健法の趣旨にのっとった運用がなされるようになったという。それは、現在も続いている。

(2) 笹ヶ谷における問題認識と解決過程

笹ヶ谷では行政の対応が1970年度から健康調査と環境調査という形で始まった。当時の通産省広島鉱山保安監督部と鳥根県厚生部による「公害基本調査」の一環である。その結果は飲料水にも砒素が含まれており一部は環境基準を超えているものの、健康診断における砒素中毒症状はまったく見られないというものだった。しかし、住民の毛髪からも砒素が検出されたことなどもあり、地域には不安の声が強かった。そこで、鳥根県は前回と同じく鳥取大学医学部の協力のもと1972年により大規模な健康調査を実施した。その結果、慢性砒素中毒症と思われる者5名、その疑いで追跡管理すべき者5名、経過を観察すべきもの16名がいることが判明した(鳥根県1983:34)。以後1983年までに41名の公害健康被害の認定申請があり、21名が認定されている。なお、1977年に20名

の認定申請を棄却されているが、これは地区の住民22名が岡山大学医学部で自主検診を受けて申請した結果であり、うち13名は非認定への行政不服審査を申請したが認められなかった。

言うまでもないが、被害者の状況は土呂久とよく似ている。1936年から1949年まで鉱山で働いた藤村栄助さんは、「鉱山にはいって三年目に背骨が痛み、初めて倒れた。やがて鼻からうみが出、鼻の軟骨が溶け始めた。砒素中毒特有の鼻中隔せん孔である。ぜんそくがひどく、心臓も弱った」。夫婦とも鉱山で働いて体を壊し、わずかな老齢年金をたよりに「みじめで寒い毎日」を続けている（朝日新聞松江支局1974：198-199）。

地区内では、こうした元従業員の人たちの症状が「知れていたこともあったと思われるが、一般には、恐ろしさは、あまり、知られていなかった。また、知ろうとしなかった」（斉藤1991：61）。調査の結果、こうした健康被害が明らかになると同時に、水道や田畑の汚染もみつき、混乱を招いた。救済や対策を求める声は強まったが、廃坑から時間がたって鉱業権者も次々代わり、請求の対象が不明確なこと、堀家との歴史的な関係、健康被害と砒素との因果関係が調査後もあいまいだったことなどから、とくに健康被害にかんする住民運動は簡単には進まなかった。主に農業被害に関する運動が先行し、1972年に「津和野町鉱害対策推進協議会」が結成された⁽¹⁶⁾。その中には、訴訟に持ち込んでも健康被害の救済をあわせて求めるべきだと主張する人たちがいたが、受け入れられず、別途1974年2月16日に「旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒から命を守る会」が結成された。この会を中心に1979年4月12日、健康被害者18人が日本鉱業を主たる相手として鉱害調停を申し立て、同年一人200万円が支払われることで和解した⁽¹⁷⁾。

(3) 砒素中毒と公健法

1968年のイ病公害病認定を契機に、健康被害者の補償救済に関する法律が整

備されていく。「公害健康被害補償法（公健法）」は、その中心で、公害被害者が裁判に依らず、補償救済を受けられること、医療費補償だけでなく、生活補償や遺族補償の枠組みがあることなど、ほかの国にはない重要な特徴をもつ。そのため、近年でも、薬害エイズ、カネミ油症などの食品公害、アスベスト、放射線被ばくなどに関して「公健法」の適用を求める声がある。だが、政府は、笹ヶ谷を最後に公健法の適用をせず、さらに、水俣病の認定要件厳格化、大気汚染健康被害の新規認定打ち切りにみられるように、その範囲を狭めようとしている。今後の公健法の活用可能性を考えるためにも、砒素中毒における公健法の成果を確認しておく意味は大きいだろう。

土呂久と笹ヶ谷の両方において、公健法の適用は被害者救済の中心になった。砒素中毒は多くの疾病とつながるため、医療費もかさむし、働くこともままならず生活費も困窮しがちである。それにたいする補償は、ほとんどないに等しかった。上記した笹ヶ谷の藤村栄助さんは1972年の健康診断の後、公健法に先立って労災が認められたが、最低等級にしか査定されず、支給算定は一時金5万円だった⁽¹⁸⁾。廃坑から時間がたっていることもあって、交渉の末に企業が支払う補償金も数百万円の一時金にすぎないことはすでに見たとおりである。公健法による医療補償、生活補償などは、この点で被害者の生活を支えるものになっている。

関連して、公健法は行政が被害者を見守る手段の一つになっている。笹ヶ谷では保健師が定期的に被害者を訪問し健康指導を行っている。また、宮崎県、島根県とも、高千穂町や津和野町との協力のもとでリハビリや温泉療養などの補完的な手当でも実施してきた。

もう一つ公健法において重要なのは、国が「被害者」を認めることである。「認定」の意味は水俣病やイタイイタイ病でも指摘されているところであるが、土呂久や笹ヶ谷の被害者運動にとっても大きな役割を果たした。その認定の仕組みや範囲には疑問とされる点もあるが、行政不服などで認定審査の過程を明ら

かにする道も存在する⁽¹⁹⁾。公害を被害者個人の問題にせず、社会的な問題として位置づけるためにも公害病という公的な認定は意味をもつと考えられる。

次に、砒素中毒における公健法の課題について述べよう。最大の問題点は砒素中毒の範囲が限定されたことである。すでにみたように砒素の被害は全身におよび、とくに呼吸器疾患、神経疾患、発がんなどは重要な特徴であるが、それらは砒素が原因かどうか分からないとして、皮膚疾患および鼻中隔穿孔に限定している。そして、これらは、生命への影響が大きくないということで、補償額も抑えられた。

この点は土呂久と笹ヶ谷の両方で問題になったが、笹ヶ谷の場合でいうと、鳥根県と鳥取大学医学部による最初の調査で砒素中毒症状の存在が否定されたことに端を発している。それにたいして、健康上の不調を抱える住民たちが岡山大学医学部の青山英康助教授に調査を依頼し、砒素との関連が疑われる健康被害があるという結果を得たのである。こうした住民の動きは、上記の再調査さらに鳥根県による公健法の適用申請へとつながったが、その後も認定患者が限定されているとの不信が続いた。

そこで「旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒から命を守る会」の依頼によって、岡山大学医学部の衛生学教室が1976年10月30日に住民健康調査を行った。対象としたのは1972年の鳥根県調査で「要観察者」に指定された14名に他の希望者を加えた19名である。その結果、19名全員に何らかの健康障害が認められ、多発性神経炎、肝障害、胃腸障害について砒素を中心とする鉱毒との関連が示唆されている。たとえば肝障害については、「要観察者のうち、3名に肝障害、2名に同疑いが認められた。砒素が強い肝障害作用を有する点、および鉱毒汚染による栄養状態の悪化と肝障害との間に関連性があると考えられる点から、肝障害の意義は軽視し得ない」と述べられている。他方、皮膚については、砒素の影響を否定しえない所見が要観察者2名に認められたものの、砒素中毒に典型的な皮膚所見は認められないとされる⁽²⁰⁾。未確認事項のため断言できないが、先述し

た1977年の認定申請棄却は、こうした皮膚所見を伴わない内臓疾患に関するものだと考えられる。その後1980年に島根県が笹ヶ谷を中心に行った住民健診では、砒素と肝臓疾患との関連の究明が目的に加えられていたが（中国新聞1980.1.28）、その調査結果に関する資料は入手できていない。認定の条件が変わることはなかった。

なお、笹ヶ谷の公健法の認定要件では、「皮膚症状の既往があって、慢性砒素中毒を疑わせる多発性神経炎が認められること」が含まれる（斉藤1991：28）。末梢神経炎は、土呂久の場合にはなかった認定要件であり（宮崎日日新聞1974.5.24-31連載）、その分、広い被害にたいする配慮があると言えるのかもしれない。砒素中毒をどう判断するかについての医学的判断は専門外の人間には困難だが、笹ヶ谷の問題を長年にわたって研究した斉藤政夫（1991）は、鼻中隔穿孔と鼻中膜癒痕と内臓疾患に関して次のような考察を示している。

「筆者には医学論戦はできないが、将来の予測ができ難い公害病である。だから、一度、被害が起こってからでは取り返しのつかない心身の被害のような場合、金銭賠償のみでは回復賠償できないものである。従って、始めから「疑わしきは、補償する」主義で臨むべきものであると思うのである。……とりわけ「鼻中隔穿孔」や「鼻中膜癒痕」などは、肉体的欠損でありながら、直接、活動能力に支障がない、と決めつけている態度は、人体の尊厳性の観点からは、人道上、許されないことではないか。」（斉藤1991：82）

なお、紙幅の都合で割愛するが、土呂久でも認定要件をめぐる同じ問題があり、行政不服審査などの住民運動と、知事交代にともなう行政の姿勢の変化などによって、1980年ごろから改善が見られるようになったという（記録：79）。要件そのものは変わらないが、皮膚疾患に関して他の症状を総合的に見ながら判断するようになったのである⁽²¹⁾。

4 環境汚染問題と被害者運動と普遍的な意味

(1) 全国的な公害問題と砒素中毒問題との関係

ここまで述べてきたように、土呂久と笹ヶ谷における慢性砒素中毒被害者が補償救済を受けるようになったのは、四大公害訴訟とそれに関連する公健法制定などの動きによる部分が多い。このことと同時に重要なのは、こうしたきっかけで始まった土呂久の被害者運動が全国的なものにまで展開し、それによって他の多くの環境問題にも新たな影響を与えたことである。短い論考の中に全容をまとめるのは無理だが、土呂久訴訟とその後の市民活動の社会的な意義について、触れておきたい。

土呂久公害訴訟は、1975年12月27日に提訴された。四大公害訴訟の判決がすべて出そろい、環境問題への関心は、典型的な公害から環境権など多方面に広がりつつある時期だった⁽²²⁾。その意味で、この提訴にたいする世論の強い後押しがあったとは言えず、また、地元にも上で見たような分裂があった。被害者の数も少なく、ほとんどが高齢者である上、すでに被害発生時の企業が事実上存在しないという課題も抱えていた⁽²³⁾。その中で提訴が決断されたのは、全身の症状を砒素中毒と認めさせ、低額の一時金で済まされた被害者の再補償と未認定患者の救済を求めるためだった（記録：60-61）。その思いは、上でも紹介した佐藤鶴江さんの法廷での証言に込められている。

「どうしてもこらえきれない自分達の無念さを、なんとかして住友を相手取って、私達は救済の道を開かなければならない。やはり私達には、たとえどんなに根治の見込みはないと言われましても、生きていく権利があります。また、生きとうございます。それにはどうしても、訴訟に踏み切って、この当裁判所へお願いしなければと、昨年(1974)の12月27日に提訴したものでございます。根治のない私達、苦しみ続けましたけれども、これもみな鉅毒のためでございます。」

(佐藤1979：7)

佐藤さんは、翌1977年に呼吸器症状が一段と悪化し、9月17日に息を引き取った。長期化する訴訟の中で亡くなる原告が他にも多数いる中、1984年3月28日に、第一審の判決が出された。敗訴原告が1人出たものの判決内容は原告側の主張をほとんど認め、請求総額の約7割にあたる5億622万円の賠償を命じるものだった(記録：111)。だが、住友金属は翌日控訴、日本鉱業協会の西川次郎会長は「閉山したあと何百年も面倒をみるというのは困る。あの悪法は改めてもらいたい」と記者会見で述べる。同協会は、「過去の鉱害まで現在の企業に責任を負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねず、国内での鉱山開発の意欲を失わせる」との見解を発表した(記録：116)。

そして、1988年9月30日の控訴審判決は、住友の賠償責任を認めるものの、公健法適用者は給付分を減額されたため、第一審の6割に相当する3億857万円で、13人が一審の仮執行額を下回ったために返還を命じられた(記録：140)。このように、原告側にとって後退した内容だったにもかかわらず、被告側は上告し、裁判はさらに長期化することになった。

だが、高齢で病弱の原告側にとって、命あるうちに補償をという声は切実であり、1982年から東京でのデモ行進など、住友金属への要請が始まっていた。その中で、最高裁の提案に基づき、原告にとってもやむを得ない選択として、和解の話が進んだ。

和解は、1990年10月31日に成立した。住友の支払い金額は第一審判決の仮執行額と同じ4億6,475万3,955円、名目は見舞金であり⁽²⁴⁾、原告側は公健法に基づく給付を継続でき、また、住友金属鉱山は同法の特定賦課金の対象者とならない文言が選ばれた(記録：220-222)。同時に、住友鉱が鉱業権による事業活動を行っていないことも記され、住友鉱は対外的に「責任なしの和解」を強調した(記録：168)。

(2) 土呂久における被害者運動の意味と普遍性

訴訟を一つの柱として展開してきた土呂久の被害者運動は、このように和解という形で一定の成果を見たが、ふり返った時、別の意味もあわせもっているように見える。それは、公害における被害・加害関係をより普遍的に認識し、訴える力である。同様の主張は熊本水俣病訴訟などにも見られるが、土呂久では、より意識的な展開を示した。

こうした展開の根源は、言うまでもなく、被害者の切実な訴えにある。たとえば、1980年に亡くなった原告の佐藤アヤさんの次のような言葉である。

「全国の皆様見て下さい。鉍毒の為、永い年月積み重ねられて来た怒り、苦しみ、悲しみのうっ憤を腹の底からたたき上げてみます。真相はこうです。私は十三歳の頃から毒煙の中で育った根っからの鉍害児。……私は手、足、体がちっとも思う様にかないません。でもかなわない手で、曲った指で、ひざの上で、一生懸命書いて、全国の皆様に鉍害の恐ろしさを知ってもらいたいのです。なぜ私の様な、かなわない手で書かねばならぬ情けなさ、でも私は書きます。命の続く限り。

国や県の偉い人達はあんまりじゃないの。

国のため、地下資源開発のためと、住民の願いを無視して焼かせておいて、重病人が出て治療費一銭も出してはくれず、どれだけの若い命が泣き寝入りのまま死んで行った事か。……」（佐藤1976：11-12）

この言葉にあるように、企業だけでなく国や県の責任が問われ、とくに加害そのものよりも長期にわたって被害を放置していたことが問われている。

この苦しみを全国に訴える中で、一つには被害者自身もその苦しみが自分たちだけのものではないことを意識していったのである。そこには支援者の存在と、それを通して各地の住民運動と連帯していったことも重要な役割を果たした。この当時、九州には「九州住民闘争交流合宿」という各地の運動にかかわ

る被害者や支援者の合宿が定期的に行われていた。それに参加した原告の佐藤ミキさんは、次のような言葉を残している。

「“コウガイ”といえば自分とこの“コウガイ”しか知らんで、自分たちばかりが公害被害者じゃと思っちゃったのが、いろんな会合にでるごつなって、“コウガイ”ちゅうても自動車公害、葉の公害、農薬公害、プロパンガスの公害、炭鉱の鉱害、他にもなんやかんやら、人間のつかちよる公害の多さに本当に驚いた。ほして、それまじ、裁判でんやろうかちゅうのも自分一人じゃと思うっちゃったが、なんの、どこん国でもどこん県でも、いろんな所で、いろんな人が裁判に訴えて一生懸命がんばっちゃることもわかち、驚いた。」(記録：412)

こうした共通理解は、各地の問題が似た構造を抱えていることも明らかにしていく。たとえば、被害の訴えを抑え込みながら、その一環としてわずかな補償金が支払われ、それによって問題が長期化するという鉱山の論理である。こうした認識は、経済重視の近代経済のあり方への非難にもつながる。産業優先の考えが被害者の抑圧につながっていったのではないかと、それは原発労働や途上国の貧困など他の多くの問題と重なっているのではないかという認識が広がるのである。

それは黙って耐えるのではなく戦う必要、社会に向けて訴える必要にもつながっていく。また、この点での共感が、支援者とのかかわりを強化することにもなった。土呂久訴訟には宮崎市などで原告への支援組織がつくられ、個人としてそれらに参加する人も多かったが、その人たちの思いとしてとくに重要だったのは、「辺境への差別」だったように思われる。

「山間の小さな集落の住民は、国や地域の繁栄の名のもとでいつも犠牲を強いられ、被害がでていることがわかって、行政や企業は積極的に救済に乗り出そうとはしないのだ。いったいつまでこの悔しさに、辺境の民は耐え忍ばねばならないというのか。……被害発生後の鉱業権者に連帯賠償を求める土呂

久の患者は（水俣にくらべて）はるかに厳しい状況におかれていた。」（記録：126）

このように広い目で問題を捉えなおすことは、主張の普遍化ともかかわる。時代的な背景もあって、土呂久訴訟のシンポジウムなどでは途上国の公害や原発問題も語られた（記録：137）。このようにして認識された辺境差別と環境破壊との関係は、土呂久のみならず、現代社会そのものを問うことになる。川原一之は、次のように述べる。

「全体として有機的な連関をなす自然の一部だけを切り取って『自然』を『資源』に変え……そのとき破壊された自然は金になる有用なところだけ中央に持ち去られ、有害で危険なところは辺境に廃棄されるのである。富は中央に毒は辺境にという仕組みの中で、辺境の環境が汚染され、生命系が侵され、人体に被害をもたらすのが『公害』である」「土呂久鉍毒事件を引き起こしたいちばんの要因は、富は中央が吸い上げ、毒と危険は辺境におしつけるという差別構造に貫かれた、この世界システムにあると思う」（記録：491-492）

差別の構造を問うためには、辺境に対する中央、土呂久との対比でいえば東京が問われることになる⁽²⁵⁾。この問いはもちろん、土呂久訴訟の和解とは関係なく続くのであり、土呂久訴訟の支援者たちは和解後も活動が続けることを決議した。そして、一つには『記録・土呂久』の出版などの形で土呂久の被害と運動の意義を伝える活動を行う⁽²⁶⁾。もう一つには、アジア各地で砒素汚染に苦しむ人々への援助に手を広げる。それは、危険を押しつけられた辺境の地に住む人とともに歩もうとする活動でもある。

（2）アジア砒素ネットワーク（AAN）の成立

和解の話が具体化するころ、土呂久訴訟の支援団体では、和解後に組織を解散するかどうかが議題になり、せつかくの運動をそのまま終わらせるのはもったいないと、改編して継続することが決められる。ちょうど同じ時期に、アジ

ア各地の砒素汚染の話が舞い込むようになった。これは偶然ではない。土呂久で砒素中毒を知った熊本大学（当時）の堀田宣之医師などが、その支援に取り組む中でほかの国の事例を研究、発掘していくのである。新たな問題として浮かび上がってきたアジアの砒素汚染は、言うまでもなく土呂久とのつながりも深く、医学のほか、地学、地理学、人類学、工学、化学など幅広い研究者の関心を呼び、学生や市民の支援活動などと合わせて、協力していくのにも適していた。そこで、1994年「土呂久・松尾等砒害の被害者を守る会」を母体に「アジア砒素ネットワーク」が結成されることになった。

なぜ、アジア各地に砒素汚染が見られるのか⁽²⁷⁾。簡単にまとめてしまうと、砒素は他の重金属と同じく造山活動と密接な関係にある。したがって、新期造山帯である太平洋周辺やヒマラヤ山系には自然の砒素が存在する。日本の場合は、それを掘り出し、濃縮して取り出す過程で砒素汚染が発生した。それに対して、アジア各地では、大量の地下水くみ上げや灌漑によって、地中の砒素が溶け出し、自然に濃度が高くなることで砒素中毒が発生したのである。人間も微量の砒素には耐えられる。地下水にしても、自然の湧水を飲んでいる分には大丈夫だった。だが、ポンプ式の井戸などによって、いわば地中深くの水を吸い集めることで砒素濃度が急激に高くなってしまったのである。

これが1980年代から起きたのは偶然ではない。一つは、1970年代後半から緑の革命などによって農業生産をあげるため、インドなどで大規模な灌漑工事が行われた。緑の革命で多用された多肥料品種は、肥料を吸収しやすくする水の存在が不可欠であり、南アジアの国々でも1960年ごろから次々に巨大ダムがつくられていく。上流にダムがつくられれば、下流にいきわたる水は減る。そのために地表水が枯渇し、地下水がどんどん汲み上げられるようになった。

第二は、国際援助である。1980年代は国連の「水と衛生の10年」とほぼ重なり、各国の援助でポンプ式井戸が掘られた。それまでたまった雨水や川水を飲んできた地域、浅井戸を使っていた地域で、深い井戸が掘られたことが砒素中

毒を招いたのである。付け加えれば、この背景には、魚の養殖や農業近代化のために、肥料やえさなどで地表水が汚れ、今まで飲んでいた水が飲めなくなったという事情などもある。アジアの砒素汚染は、自然汚染にも人災の側面があり得ること、とくに大規模な自然への働きかけは思わぬ副作用も大きいことを示している。

こうした自然汚染は、住民自身も知らない間に汚染を蓄積させることになる。AANは、トヨタ財団やJICAなどの資金援助を受けながら、安全な井戸の識別などから活動を開始した。その経緯は関係者自身による詳しい記録があるので割愛するが⁽²⁸⁾、AANの活動には、二つの重要な特徴がある。一つは、地域の伝統的な生活を重視した支援を行っていることである。たとえば、雨水の利用、ため池の飲料水化などに際して、地元の人たちの習慣や決定を優先し、それに合わせた技術を提供している。関連して、二つ目は、地元の人たちができる技術、地元で広められる方法を重視することである。ただ機械を持って行っても、現地の人たちが知らなければ、ちょっとした故障でも修理できない。とくに、ただでもらっただけで、関心がなければ、高額だったとしても、すぐ放置されてしまう。AANでは、地元でそろえられる材料を使い、地域の人に技術を教えている。そして、AANがそれらを広めるのではなく、インドやバングラデシュの国内でネットワーク的に安全な井戸を作る技術が広まるよう工夫している。

5 むすび

公害問題の事例の中で土呂久の慢性砒素汚染中毒は二つの大きな特徴をもっている。それは、放置にかかわる長い歴史と和解後の国際的展開である。なぜ方向性としては相反するように見えるこれらの特徴が土呂久という一つの地域から発しているのか、という疑問が本稿にかかわる調査の出発点であった。

冒頭からくりかえし述べてきたように、砒素は猛毒であり、毒物だからこそ生産されてきた側面も強い。にもかかわらず、砒素生産をめぐる労働災害や公害はまるで見えないことのように放置されてきた。そして、その被害が社会に訴えられた後も、あたかも生命には影響のない微毒であるかのように抑える動きがあった。それは、ある意味では現在に続いている。つけ加えれば、土呂久では近年でも年に数人の割合で新しい認定患者が生まれており、慢性砒素中毒は決して過去の公害問題ではない。

公害病の認定に医学的研究が重要であることは言うまでもないが、原因物質が特定できない労災や公害病などについて、どのように被害を認め、救済をはかるかは社会的にも考えるべき問題である。だが、慢性砒素中毒では、被害者の声があがらなければ課題にならず、そして、課題になってもあたかも一地方のことであるかのように扱われてきた。福島原発事故を経て、さらに特定秘密保護法案の強行採決が行われた今日⁽²⁹⁾、これが今の問題であるという思いは強まらざるを得ない。

この点で、土呂久および笹ヶ谷の事例はもう一つの大きな意味を持っている。それは、被害の記憶が埋もれかけた時期になってからでも、問題解決と補償救済に向けた動きが起こり、大きな成果をあげたということである。そして、とくに土呂久に関しては、その経験を後世に伝え、また、途上国に活かそうという支援活動の展開につながった。これは世界的にも例の少ない貴重な活動だと考えられる。

たとえば、日本のイタイタイ病の事例研究を参考にヨーロッパ諸国のカドミウム汚染基準がつくられたり、ベトナム戦争の被害を契機に日本やアメリカでダイオキシンに関する研究が始められたり、などというように、先進国では遠い地域の被害を活かして、より厳しい環境基準をつくる余裕がある。だが、途上国ではそうした余裕が少ないために、しばしば同じ問題がくり返され、あるいは、意図的に公害を押しつけられる。上記でも触れたように、こうした被

害のかたよりは、佐伯で起きた砒素公害が土呂久でくり返されたのとほぼ同じ構造をもっている。AANの試みは、その現実を変えることにつながるものであり、その広がりについては、今後とも注目していきたい。

長い放置の歴史と国際的な支援活動の展開が土呂久でどうつながるのか、本稿では考察しきれていない。ただ、1点だけ述べるならば、抑圧に耐えて被害を訴える力の重要性を指摘することはできる⁽³⁰⁾。とくに長く放置されてきた問題においては被害救済を求める動きは地域を乱すものとして押さえつけられることも多く、熊本水俣病のように新たな被害者差別につながることもさえある。しかし、問題が公的にとりあげられるようになってからでさえ、行政や企業や専門家に任せては被害の全貌を明らかにしてくれるとは限らず、他方で被害者自身が声をあげ続けていれば支援の手が差し伸べられる可能性もあることを、土呂久や笹ヶ谷の事例は示している。

こうした支援の広がりはどのように可能なのか、土呂久・宮崎で生まれたような展開はほかでも期待し得るのか、今後、こうした支援や解決への動きを広げるためには何が必要なのかなど、これらの事例から学ぶべきものは多い。

註

- (1) 1920年ごろ日本で最大の砒素生産地は足尾銅山だった。足尾の砒素は鉱害の一因にもなったが、土呂久のような古い方法ではなく、集塵機によって銅製錬の排煙から砒素を集めることでより安全により大量の砒素を生産できた。川原一之さんの教示による。なお、川原さんは、土呂久に関する著作も多く、本稿でも参照している。その際、著者ないし歴史上の人物として言及する際には氏名のみ記載し、ヒアリングなどにかかわる個人として言及する際には敬称つきで表記した。ほかの人物についても同様である。
- (2) 水俣病の原因究明に際してイギリスの労災における有機水銀中毒の事例報告が大きな役割を果たしたことは有名だが、カドミウムに関しても医学研究においては公害と労災との関係が深い。クロム、アスベストなどの例を考えても、この関係は社会や制度としても検討しなおされてよいのではないだろうか。
- (3) 宮崎日日新聞では1982年12月に川原一之と樋口健二との「底辺労働の構造」と題す

辺境の地の公害から国際協力へ

る対談を連載している。参考のため、その第一回目の紙面のコピーを文末に付す。

- (4) 池田寛二は、たとえば先進国がリスクを回避した結果として危険を押しつけられる途上国などについて「残余危険社会」と指摘する(池田2001:50)。
- (5) 土呂久訴訟と重なる1970年代半ばから1980年代にかけては、名古屋新幹線訴訟、西淀川をはじめとする各地の大気汚染訴訟、安中公害訴訟、基地や空港に関する訴訟など、健康被害にもかかわる公害訴訟が他にも存在する。専門家や関係者の間では重視されたこれらの問題が社会的にはそれほど大きく注目されなかったのは、「まきかえし」などと言われる政治的な動きの影響もあるが、「四大公害」を特別にあつかうマスコミや教科書などの姿勢も問い直す必要があるのではないだろうか。
- (6) 日本の公害経験をアジアに伝える必要は水俣病などでも認識されており「アジアと水俣を結ぶ会」なども存在する。ただし、これらが比較的少数の関係者によるグループであるのにたいして、AANは土呂久の問題を知らない世代にも継承されるべきNPO法人として組織化されている点で特徴的である。
- (7) 亜砒焼き再開に際しては、もちろん地元から強い反対があったが、県や村も推進の立場に立って強引に進められた。その中では、たとえば休日の松尾鉾山の炉をみせて「最新式の炉だから煙は出ない。」と説明するなどのいきさつもあったというが、ここでは詳しく紹介する紙幅の余裕がない。
- (8) 川原一之さんからのヒアリング(2013年1月24日)による。
- (9) 郷土史などへの援助者として堀家の名前をみることもある。
- (10) 環境省と農水省による農用地土壌汚染の指定地域は、岩戸川流域(土呂久)の13.5haにたいして、笹ヶ谷は66.1haである。ただし、後者は砒素とカドミウム両方で指定を受けており、岩戸川下流域の東岸寺ではカドミウムによる農用地汚染53.3haが指定を受けている。なお、いずれも対策工事は完了している。
- (11) 排煙や排水による鉍毒被害に関する抗議などは明治期から戦後までくり返されている。鳥根県津和野農林改良普及所の「笹ヶ谷鉍山鉍毒に関する事件年表」(1974年3月)には、「大正10年8月ごろから、亜砒酸の製造を始めたといわれるが、このころから稲作被害もさらにひどくなった。(古老の談)」という記載があるが、抗議や申し入れなどについては書いていない。
- (12) 鳥根県津和野町でのヒアリング(2011年1月24日)による。
- (13) この中間報告に環境庁側の専門家としてかかわったのは、国立公衆衛生院の重松逸造、慶応大学医学部教授の土屋健三郎の両氏である。両氏は、イタイイタイ病のカドミウム原因説否定などにも重要な役割を果たしており、公害否定には同じ展開が生じやすいことを示している。
- (14) 知事幹旋の問題性については、『記録・土呂久』に詳しい。そこから一点だけ引用

すれば、調印の翌日、被害者の一人である佐藤鶴江さんのところに福祉事務所から生活保護打ち切りの電話がかかってきたという。「月々の生活保護を打ち切れ、病気の身でこの先300万円のお金でいったい何年暮らしていけるのか。目が見えなくなっていく不安と一人暮らしの心細さが募って、その夜、鶴江は血を吐いた。」(記録：45)

- (15) 宮崎県公害課が1990年5月17日に発表した「あっせん患者にたいする法に基づく補償給付支給基準」によって、3次から5次のあっせん患者については、あっせん時に障害程度の評価基準に含まれていなかった症状が生じた場合、もしくはあっせん時の評価基準に含まれていた症状が予測を超えて悪化した場合に、公健法の給付を開始することに改められた。ただし、あっせんを受けた82名のうち、すでに死亡した38名は最初から対象外で、障碍補償費が支給されるようになったのは7名、症状が軽くて療養費と療養手当のみ支給が1名という結果だった。
- (16) 農業被害補償については、津和野町が介在して交渉が行われ、7億4,000万円の要求にたいして日本鉱業が8,000万円の補償金を支払うことで1975年6月11日に調印が行われた(島根新聞1975.6.12)。
- (17) 請求額は一人一律500万円だった。また、200万円とは別に、道義的責任を果たすために堀家が15万円ずつを支払っている。また、土呂久の事例との区別で重要なのは、この和解金は公健法とは別のものとして扱われたことである(齊藤1990:79)。この違いは公健法の運用をみる上でも重要だが、ここでは深く立ち入る余裕がない。
- (18) 労災として最低等級に位置づけられた理由も砒素の被害が皮膚疾患のみと判断されたことにあると考えられる。宮崎県松尾で労災を中心に被害者運動が展開したように、藤村さんたちもその査定を不服として運動し続ける方法もあったはずだが、体力、年齢、人数などの点で難しかった。
- (19) 公健法の行政不服審査は、上級官庁にあたる環境省が担当する。その関連で水俣病の認定問題ではあまり意味をもたなかった。それにたいして、イタイイタイ病や土呂久の事例では認定に関する一定の改善につながっている(飯島他2007)。
- (20) 岡山大学医学部衛生学教室「笹ヶ谷周辺地区住民、19名の健康調査結果について」(1976.12.17)。津和野町住民の方からお借りした資料コピーによる。
- (21) 昭和56年版の環境白書から、認定要件に関してつぎの一文が加えられる。

「なお、(1=砒素の暴露歴があること=引用者註)に該当し、(2)の①=色素異常、角化多発=を疑わせる所見又は砒素によると思われる皮膚症状の既往があり、かつ長期にわたる気管支炎症状が見られる場合には、その原因に関し総合的に検討し慢性砒素中毒症であるか否かの判断をする」(宮崎県1981:159)。

関連して、皮膚症状などから慢性砒素中毒が認められた場合は、「ポーエン病、皮

辺境の地の公害から国際協力へ

膚癌、肝脾症候群、肝硬変、肝癌、肺癌を慢性砒素中毒によるものとみなして差し支えない」とされるようになっていく（宮崎県1985：156）。

- (22) 当時は安中公害、カネミ油症、名古屋新幹線、大阪空港などの訴訟が裁判中であり、同じ1975年には千葉川鉄訴訟も起こされていたが、全国的にみると公害への関心は低下傾向にあった。
- (23) 住友金属が直接の操業者ではなかったが、中島鉱山の親会社だったことと、法的に鉱業法が鉱業権者の責任を認めていることから、同社を相手取ることになった。
- (24) 原告患者が受け取った見舞金の平均は790万円である。なお、この和解の後、訴訟に加わらなかった「自主交渉の会」などの認定患者にも住友鉱から見舞金が配分された。受け取らなかった2名を除く16人が受け取った見舞金は80万円（「自主交渉の会」会員は弁護士費用5万円が引かれる）だった（記録：171）。
- (25) 「土呂久」を問うことは、なぜか上に立っている「東京」を問うことにつながるはずだという言葉は、土呂久の支援者で、のちにAANがバングラデシュの支援を本格化する際に重要な役割を果たす対馬幸枝の言葉である（記録：399）
- (26) インターネットでは、「土呂久・砒素のミュージアム」（<http://toroku-museum.com/> 2013.11.25 最終閲覧）などのサイトで、画像を交えた紹介がなされている。
- (27) 上野（2006）などによる。上野先生には、直接教えていただいたことも多い。
- (28) 上野（2006）、川原（2005, 2006）など。また、アジア砒素ネットワークのサイトにも詳しい経緯が紹介されている（<http://www.asia-arsenic.jp/top/> 2013.11.25最終閲覧）。
- (29) ちょうど、むすびを執筆中の2013年11月26日に同法案が衆議院本会議で強行採決された。
- (30) 何の力ももたない被害者がただその泣き声を訴え続けるような住民運動は、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄問題などにも通じる。

文献

- 朝日新聞松江支局 1974 『うつろいの影』 島根郷土資料刊行会
船橋晴俊他編著 1999 『環境社会学入門』 文化書房博文社
堀田宣之 2010 『目で見ると素汚染』 Sakuragaoka Hospital
飯島伸子 1984 (1993) 『環境問題と被害者運動（新版）』 学文社
飯島伸子他 2007 『公害被害放置の社会学』 東信堂
池田寛二 2001 「環境問題をめぐる南北関係と国家の機能」 飯島伸子編『講座環境社会学5：アジアと世界』 有斐閣：33-63.
川原一之 2000 「土呂久からバングラデシュへ」『環境社会学研究』 6：55-63.

辺境の地の公害から国際協力へ

- 川原一之 2005 『アジアに共に歩む人がいる』 岩波書店
- 斉藤政夫 1991 『鉱害の法社会学』 風間書房
- 佐藤アヤ 1976 『いのちのかぎり 萎えし右手に筆をくくりて』 土呂久・松尾等公害の
被害者を守る会発行
- 佐藤鶴江 1979 『鉱毒患者の遺稿 生きとうございます』 土呂久・松尾等公害の被害者
を守る会編集発行
- 島根県 1983 『笹ヶ谷鉱山公害防止対策の概要』 島根県
- 田中哲也 1981 『鉱毒・土呂久事件』 三省堂
- 土呂久・松尾等公害の被害者を守る会 1975 『怨民の復権—土呂久訴訟への道』 同会編
集発行
- 土呂久・松尾等公害の被害者を守る会 1976 『怨民の復権Ⅱ 行政医学を撃つ』 同会編集
発行
- 土呂久を記録する会編 1993 『記録・土呂久』 本多企画
- 上野登 2006 『土呂久からアジアへ』 鉱脈社

資料 1

【土呂久・笹ヶ谷の砒素汚染問題 略年表】

<問題発生の時期>

- 鎌倉時代 (笹ヶ谷=以下「笹」) 笹ヶ谷銅山の開抗。江戸時代からは幕府から独占請負の許可を受けた「堀家」が支配。副産物として亜砒酸を産出。
- 江戸時代 (土呂久=以下「土」) 土呂久鉱山は銀山としてにぎわう。
- 1903 (土) 銅と鉛を細々採取していた土呂久鉱山が休山。
- 1916 「工場法」実施 (1911年制定)。砒素、水銀、リンとその化合物による中毒症については「業務疾病」とする。
- 1920 (土) 宮城正一が土呂久で亜砒酸の製造を開始。被害が発生し、岩戸村長が宮崎県庁に検査を依頼するも握りつぶされる。
- 1921.10 (笹) 笹ヶ谷鉱山で亜砒酸製造開始。銅価暴落の起死回生策として。
- 1949.1.8 (笹) 日本鉱業が、笹ヶ谷の鉱業権をすべて握る。経営不振で、すでに採鉱はほとんど不可能な状態。
- 1962 (土) 土呂久鉱山閉山、5年後に中島鉱山から親会社の住友金属鉱山に鉱業権移動。

<訴訟の時期>

- 1969 (土) 土呂久の佐藤鶴江、公害患者として名乗り出る。
- 1970.12.5 (笹) 島根県が、休廃止鉱山の「公害基本調査」による健康調査の結果、人体に影響なしと発表。ただし、周辺住民に不安が広がる。
- 1971.5 (土) 岩戸小学校教師の斎藤正健、宮崎県教職員組合岩戸小分会で土呂久の児童の健康問題を研究集会テーマとして提案。土呂久の問題が注目を受け始める。
- 1972.1.19 (土) 宮崎県医師会、前年11月の検診で亜砒酸中毒の後遺症が見られたのは8人だけ、と発表、公害を否定。
- 1972.12.28 (土) 住友鉱が平均240万円の補償金を支払うという第一次知事あっせんが決着。以後、第五次まで。
- 1973.1.9 (笹) 島根県益田労働基準監督署が笹ヶ谷鉱山の元従業員2人を労災認定、ただし5月の給付決定では、最低障害等級14級で5万円の一時金のみ。
- 1973.2.1 (土) 環境庁、慢性砒素中毒症を公害病に指定。症状を皮膚と鼻に限定。
- 1973.8.18 (笹) 島根県は、公害救済法による公害病認定に12名の慢性砒素中毒症患者を申請、ほかに要観察34名がいると発表。
- 1973.8.27 (土) 土呂久の住民約20名が「土呂久公害被害者の会」を設立。
- 1974.2.16 (笹) 笹ヶ谷で「旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒から命を守る会」結成。

辺境の地の公害から国際協力へ

- 1974.7.4 (笹) 笹ヶ谷地区、公健法の慢性砒素中毒症地域に指定される。
- 1975.12.27 (土) 土呂久公害患者と遺族6人が住友金属鉱山に総額1億9150万円を請求する訴状を宮崎地裁延岡支部に提出。
- 1979.4.12 (笹) 健康被害者ら18人が、日本鉱業を相手取り、鉱害調停を申し立て。
- 1979.6.8 受託収賄の疑いで黒木宮崎県知事逮捕、15日知事辞職。松形祐堯が新しい知事になり、県の公害行政が大きく変化する。
- 1979.9.4 (笹) 松江地方裁培所で笹ヶ谷の鉱害調停が成立。一人当たり日鉱200万円、堀家15万円の支払い、公健法とは別。
- 1984.3.28 (土) 土呂久訴訟判決、住友金属は翌日控訴。
- 1988.9.30 (土) 土呂久訴訟の控訴審判決。住友金属鉱山が上告。
- 1991.10.31 (土) 土呂久訴訟が最高裁で和解成立。

<アジア砒素ネットワークの活動>

- 1992.9.17 土呂久を支援してきた医師、科学者など10人がタイ南部ロンピブン村の井戸水砒素汚染問題の調査に出発。
- 1993 WHO が、飲料水中のヒ素濃度のガイドラインを0.05mg/l から0.01mg/l に引き下げ。がん発生を考慮したもの。インドなどは、濃度基準の引き下げに対応せず。
- 1993 バングラデシュのナバブガンジ県で同国最初の井戸水ヒ素汚染が発見される。インドによるガンジス川の水利用にともなう地下水利用の増加、1980年代の「飲料水と衛生の10年」で国際協力により多数のポンプ式井戸が掘られたことなどが原因。
- 1994.4.1 土呂久の支援グループを母体に「アジア砒素ネットワーク」設立。
- 2000.4.12 アジア砒素ネットワークが宮崎県でNPOの認可を受ける。
- 2001.1.18 アジア砒素ネットワークがバングラデシュでNGOの認可を受ける。
- 2011.11.13 インターネット「土呂久ミュージアム」開設。

